

都市機能誘導区域ごとの誘導施設は、次のとおり定めます。

表 誘導施設

機能	施設	都市拠点	地域拠点			
		南海貝塚駅	南海二色浜駅	JR東貝塚駅	JR和泉橋本駅	水鉄水間観音駅
行政、公共	市役所	○	－	－	－	－
	図書館	○	－	－	－	－
	文化会館	○	－	－	－	－
	総合体育館	○	－	－	－	－
	コミュニティセンター	○	－	－	－	○
	観光交流センター	○	－	－	－	－
福祉	市民福祉センター	○	－	－	－	－
子育て	地域子育て支援拠点	○	－	－	○	◎
商業	複合施設※1	◎	－	－	－	－
	スーパーマーケット※2	○	◎	○	○	○
医療	病院※3	○	－	－	－	○
金融	銀行、信用金庫	○	－	○	○	－
業務	事業所、研究所※4	◎	◎	◎	◎	◎
交流	バンケット※5に対応したホールを有する宿泊施設	○	○	－	－	－

※1 ①商業、②地域交流、③観光交流、④テレワーク拠点、⑤子育て支援等の機能のうち、3種類以上の機能を有した施設

※2 生鮮品・日用品の販売を主目的とする店舗面積 1000 m²以上の大規模店舗

※3 病床数 20 床以上で、内科、外科、整形外科を扱うもの

※4 事業所、研究所で、かつ地域住民との連携・交流機能を兼ね備えているもの

※5 市民のバンケット（50 m²以上の会議・宴会場）に対応したものであること

○：現に立地する施設（機能を維持）

◎：新規立地を誘導する施設

－：誘導施設の対象としない

※現在、JR 和泉橋本駅東側地区においては、土地区画整理事業を推進しており、事業の進捗にあわせて本計画の見直しを行います。

※誘導施設一覧表

本市では、下表の通り5地区の都市機能誘導区域を設定しており、各々、設定している誘導施設が異なるため、届出対象となる誘導施設が異なります。

○：誘導施設として位置付けているもの

機能	施設	定義	都市拠点	地域拠点				
			南海貝塚駅	南海一色浜駅	JR東貝塚駅	JR和泉橋本駅	水鉄水間観音駅	
行政、公共	市役所	貝塚市役所庁舎	○	-	-	-	-	-
	図書館	貝塚市民図書館条例に基づく図書館	○	-	-	-	-	-
	文化会館	貝塚市民文化会館条例に基づく文化会館	○	-	-	-	-	-
	総合体育館	貝塚市立総合体育館条例に基づく体育館	○	-	-	-	-	-
	コミュニティセンター	・貝塚市立公民館条例に基づく貝塚市立中央公民館、貝塚市立山手地区公民館 ・貝塚市ひと・ふれあいセンター条例に基づく貝塚市ひと・ふれあいセンター ・貝塚市立青少年センター条例に基づく貝塚市立青少年人権教育交流館（ハート交流館）	○	-	-	-	○	-
	観光交流センター	来訪者に対し市内の観光に関する相談、情報の提供を行うための観光案内所（まちの駅 かいづか）	○	-	-	-	-	-
福祉	市民福祉センター	貝塚市立福祉センター条例に基づく貝塚市民福祉センター、貝塚市やすらぎ老人福祉センター	○	-	-	-	-	-
子育て	地域子育て支援拠点	児童福祉法第6条の3第2項6号で定める地域子育て支援拠点事業を行う施設	○	-	-	○	○	-
商業	複合施設	①商業、②地域交流、③観光交流、④テレワーク拠点、⑤子育て支援等の機能のうち、3種類以上の機能を有した施設	○	-	-	-	-	-
	スーパーマーケット	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積が1,000㎡以上の商業施設で、生鮮品・日用品の販売を主目的とするもの	○	○	○	○	○	○

医療	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院（病床数 20 床以上）で、内科、外科、整形外科を扱うもの	○	-	-	-	○
金融	銀行、信用金庫	銀行法第 4 条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行、信用金庫法第 4 条に基づく免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫	○	-	○	○	-
業務	事業所、研究所	事業所、研究所で、かつ地域住民との連携・交流機能を兼ね備えているもの	○	○	○	○	○
交流	バンケットに対応したホールを有する宿泊施設	市民のバンケット（50 m ² 以上の会議・宴会場）に対応したもの	○	○	-	-	-